

各種資格試験について （2023 年度入学生より）

※内容の変更等もあるので、詳細については各自確認のこと

資格	種 類	内 容
大学卒業で資格が得られるもの	測量士補	大学で測量に関する科目を履修し、国土地理院に登録申請をして必要要件を満たしていれば測量士補として登録できる。なお、測量士補となる資格を有しているものは、土地家屋調査士試験の一部が免除される。（環境建設工学科）
	第 1 級陸上特殊無線技士 第 3 級海上特殊無線技士	総務大臣の確認を受けた大学（電気電子工学科・情報基盤工学科）で無線通信に関する科目を履修し、地方総合通信局に申請する。（詳細については別記参照）
大学卒業後実務経験で受験資格が得られるもの	廃棄物処理施設技術管理者	【基礎・管理課程】 受講月の時点で満 20 歳以上の者。 【管理課程】 4 年制大学の理学・薬学・工学・農学の過程で、「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した後廃棄物処理実務経験年数 2 年以上の者等。
	自動車整備士（3 級）	機械に関する所定の課程を修め卒業後 6 ヶ月以上の実務経験（2 級は 3 級整備士に合格後 1 年 6 ヶ月以上の実務経験）が必要。
	冷凍空調技士（第一種）	学校教育法による大学（院）、短期大学又は高等専門学校において工学又は理学を修めて卒業し、又はこれと同等以上の学力を有し、冷凍・冷蔵・空気調和その他低温・高温発生機器ならびにこれらに係わる装置等の研究・開発・設計・製造・管理・調査・鑑定・教育などのそれらの関連業務、又は高圧ガス保安法に規定されている冷凍施設に関する経験が通算 2 年以上ある者。
	電気主任技術者	学校教育法による大学若しくはこれと同等以上の教育施設であって、経済産業大臣の認定を受けた電気工学に関する学科（本学電気電子工学科）を卒業し、一種（5 年）・二種（3 年）・三種（1 年）によりそれぞれ一定期間の実務経験の後、申請により取得となる。（詳細については別記参照）
	土木施工管理技士	①土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学及び建築学に関する指定学科（本学環境建設工学科）を卒業後、土木施工管理に関して一定期間の実務経験が必要。（一級：3 年以上で内 1 年は指導監督的実務経験、二級：1 年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、土木施工に関して一定期間の実務経験が必要。（一級：4 年 6 ヶ月以上で内 1 年は指導監督的実務経験、二級：1 年 6 ヶ月以上）
	管工事施工管理技士	①土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する指定学科を卒業後、管工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。（一級：3 年以上で内 1 年は指導監督的実務経験、二級：1 年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、管工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。（一級：4 年 6 ヶ月以上で内 1 年は指導監督的実務経験、二級：1 年 6 ヶ月以上）
	造園施工管理技士	①土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）、園芸学、林学、都市工学、交通工学又は建築学に関する指定学科（本学環境建設工学科）を卒業後、造園工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。（一級：3 年以上で内 1 年は指導監督的実務経験、二級：1 年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、造園工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。（一級：4 年 6 ヶ月以上で内 1 年は指導監督的実務経験、二級：1 年 6 ヶ月以上）

資格	種 類	内 容
大学卒業後実務経験で受験資格が得られるもの	建築施工管理技士	①国土交通省から認定された指定学科（本学環境建設工学科）を卒業後、一定期間建築工事（建築基準法に定める建築物等）の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：3年以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、一定期間建築工事（建築基準法に定める建築物等）の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年6ヶ月以上）
	電気工事施工管理技士	①国土交通省から認定された指定学科（本学環境建設工学科）を卒業後、一定期間電気工事の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：3年以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、一定期間電気工事の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年6ヶ月以上）
	建築士	国土交通大臣が指定する建築に関する科目（指定科目）を修めて卒業後、受験可能。ただし、登録には、指定科目の修得単位数に応じた所定の実務経験が必要。（一級：2～4年、二級：木造：0～2年）
	技術士・技術士補	技術士補になるためには、技術士第一次試験において基礎科目・適性科目・専門科目の試験を受験し合格しなければならない。この試験は、年齢・性別・学歴に制限はない。（環境建設工学科 環境土木コースはJABEE認定コース継続予定） 技術士試験（第二次試験）は、専門的業務に従事した実務経験が7年以上または、技術士補として技術士を補助した年数が4年以上の者が受験できる。
	コンクリート技士・主任技士	コンクリート技術に関する科目（コンクリート工学、土木材料学、建築材料学）を履修した卒業生で、技士は2年、主任技士は7年の実務経験が必要
	コンクリート診断士	コンクリート技術に関する科目（コンクリート工学、土木材料学、建築材料学など）を履修した卒業生で、4年の実務経験が必要。
大学卒業後受験科目の一部が免除されるもの	電気通信主任技術者	総務大臣の認定を受けた大学（電気電子工学科）で、認定の基準となる科目の単位を修得したと認められる者が、この資格試験を受ける場合、「電気通信システム」の試験が免除される。（詳細については別頁参照）
	第二種電気工事士	大学で電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る）、電気法規の電気工学に関する所定の課程を修めて卒業後、筆記試験が免除される（詳細については別記参照）。
単位履修で受験資格が得られるもの	危険物取扱者甲種	大学等において化学に関する授業科目を15単位以上修得した者は受験資格が得られる。証明書類として単位習得証明書又は成績証明書（修得単位が明記されているもの）を受験申込時に提出する。

第1級陸上特殊無線技士・第3級海上特殊無線技士について（電気電子工学科）

本学電気電子工学科は、総務大臣の確認を受けた大学で、在学中に所定の科目を履修し、卒業後地方総合通信局に申請することにより資格が与えられる。

ここに資格を取得するために履修する科目を記すので、科目登録時該当科目を忘れないよう履修すること。

（2017（平成29）年度入学生より）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信工学	各種通信装置の理論と保守及び運用
	通信システム概論	各種通信装置（レーダー理論を含む）構造、機能、保守及び運用
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電磁波工学	各種アンテナの理論、構造、機能、電波伝搬理論
電子計測その他無線測定に関する科目	電気・電子基礎計測	周波数計や電力計などの各種電気電子計測機器に関する理論、構造、機能、保守及び運用
	電気・電子工学実験Ⅰ	電流計、電圧計、信号発生器などの各種電気電子計測機器に関する理論、構造、機能、保守及び運用
	電気・電子工学実験Ⅱ	トランジスタ回路、整流回路、フィルタ回路などの各種電気電子回路の理論、構造、機能、保守及び運用
電波法規その他電波法令に関する科目	電波法	電波法及び電波法に基づく命令の概要

（2017（平成29）年度入学生より）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信工学	各種通信装置の理論と保守及び運用
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	通信システム概論	各種通信装置（レーダー理論を含む）構造、機能、保守及び運用
	電磁波工学	各種アンテナの理論、構造、機能、電波伝搬理論
電波法規その他電波法令に関する科目	電波法	電波法及び電波法に基づく命令の概要

第1級陸上特殊無線技士・第3級海上特殊無線技士について（情報基盤工学科）

本学情報基盤工学科は総務大臣の科目内容確認を受けた大学で、在学中に所定の科目を履修し、卒業後地方総合通信局に申請することにより資格が与えられる。

ここに資格を取得するために履修する科目を記すので、科目登録時該当科目を忘れないように履修すること。

（2017（平成29）年度入学生より）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信工学	変復調、多重化、無線通信システム
	通信システム工学	アナログ通信、デジタル通信、多重伝送、移動体通信、無線機器、衛星通信、レーダー
	情報通信工学実験Ⅱ	無線電話装置の機能と構造および操作
電磁波工学その他空中線系および電波伝搬に関する科目	電磁波工学	アンテナ（空中線）の理論と構造・運用例、電波伝搬の理論
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子計測	電気量、電圧、電流、電力、周波数、位相、抵抗・インピーダンスの測定法、周波数スペクトル、ネットワーク計測
	情報通信工学実験Ⅰ	電気計測（電圧・電流計、テスタ、オシロスコープ）機器の構造と機能、測定実験
	情報通信工学実験Ⅱ	無線機器の操作と測定（周波数、高周波電力、定在波比）、標準信号発生器による信号測定
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	電波法規、電気通信法規、通信に関する国際規格
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信システム工学	アナログ通信、デジタル通信、多重伝送、移動体通信、無線機器、衛星通信、レーダー
	情報通信工学実験Ⅱ	無線電話装置の機能と構造および操作
電磁波工学その他空中線系および電波伝搬に関する科目	電磁波工学	アンテナ（空中線）の理論と構造・運用例、電波伝搬の理論
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	電波法規、電気通信法規、通信に関する国際規格

（2017（平成29）年度入学生より）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信システム工学	アナログ通信、デジタル通信、多重伝送、移動体通信、無線機器、衛星通信、レーダー
	情報通信工学実験Ⅱ	無線電話装置の機能と構造および操作
電磁波工学その他空中線系および電波伝搬に関する科目	電磁波工学	アンテナ（空中線）の理論と構造・運用例、電波伝搬の理論
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	電波法規、電気通信法規、通信に関する国際規格

電気主任技術者試験について（電気電子工学科）

毎年実施されている国家試験の電気主任技術者試験に合格すれば電気主任技術者免状を取得できる。また、本学電気電子工学科は経済産業省の認定校になっているので、在学中に所定の単位を取得し、卒業後定められた条件での実務経験を積むことで、免許交付申請により電気主任技術者免状（第一種、第二種、第三種）が交付される。

以下に、免許交付申請に必要な区分科目別履修単位と本学の開講科目の一覧表を示すので、科目登録時に該当科目を忘れないように履修すること。

電気主任技術者資格取得に関する区分科目別履修単位及び開講科目

（2023（令和5）年度入学生より）

区 分		最低修得数		本 学 開 講 科 目
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (◎科目区分については最低1科目修得すること)	◎電磁気学	1 科目	19 単位	★電磁気学Ⅰ②、★電磁気学Ⅱ②、 ★電磁気学演習Ⅰ①、電磁気学演習Ⅱ①
	◎電気回路	1 科目		★電気回路学Ⅰ②、★電気回路学Ⅱ②、 ★電気回路学演習Ⅰ①、電気回路学演習Ⅱ①
	◎電気計測又は電子計測	1 科目		電気・電子基礎計測②
	○電子回路			アナログ電子回路学②、デジタル電子回路学②
	○電子デバイス工学			電子デバイス工学②
	○システム基礎論			
	○電気電子物性			固体物性工学②
	小 計		19 単位	
2. 発電、変電、送電、配電、及び電気材料並びに電気法規に関するもの (◎科目区分については最低1科目修得すること)	◎発電工学又は発電用原動機に関するもの	1 科目	10 単位	電力発生工学②*
	◎変電工学	1 科目		電力発生工学②*
	◎送配電工学	1 科目		電力系統工学②
	◎電気法規	1 科目		電気法規及び施設管理②*
	◎電気施設管理	1 科目		電気法規及び施設管理②*
	○高電圧工学			高電圧工学②*
	○エネルギー変換工学			
	○電力システム工学			システム工学②
	○放電工学			高電圧工学②*
	○電気材料（絶縁材料を含むこと。）			電気電子材料工学②
	○技術者倫理			
小 計		10 単位		

区 分		最低修得数		本 学 開 講 科 目
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	◎電気機器学	1 科目	12 単位	電磁エネルギー変換工学②
	◎パワーエレクトロニクス	1 科目		パワーエレクトロニクス②
	◎自動制御又は制御工学	1 科目		制御工学②
	○電気応用			電力応用工学②
	○メカトロニクス			
	○電気光変換			
	○情報伝送及び処理			情報通信工学②、電磁波工学②、ネットワークプログラミング②、デジタル信号処理②
	○電子計算機			★プログラミング基礎②
	○省エネルギー			
小 計		12 単位		
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	◎電気基礎実験	1 科目	6 単位	★電気・電子工学実験Ⅰ②、★電気・電子工学実験Ⅱ②
	◎電気応用実験	1 科目		★電気・電子工学実験Ⅲ②、★電気・電子工学実験Ⅳ②
	○電気実習			
	○電子実験			
	○電子実習			
	小 計		6 単位	
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの (2 単位以上を修得のこと)	○電気機器設計	2 単位		電気機械設計製図②*
	○電気製図			電気機械設計製図②*
	○自動設計製図(CAD)			
	○電子回路設計			
	○電子製図			
	小 計		2 単位	
合 計		49 単位		

◎：免許取得に必修科目、○：履修することが望ましい科目、*：該当科目で2つ以上の授業科目の内容を含むもの
 本学の学科課程表で、★：必修科目、無印：選択科目、○内は単位数

電気通信主任技術者について（電気電子工学科）

電気電子工学科では、総務大臣の認定を受けた大学で、在学中に下記の表に記載されている科目を履修し、単位を修得したと認められる者に対して、この資格試験を受ける場合は「電気通信システム」の試験が免除される。

2017（平成 29）年度以降の入学生に適用

認定基準に規定する 授業科目及び授業時間			履修する授業科目及び授業時間数（○印は必修科目）						備考
授業科目		時間	授業科目	時間 / 単位	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
基 礎 専 門 教 育 科 目	数学	60	○線形代数学	60/ 4	30/ 2				
			微分方程式			30/ 2			
	物理学	60	○物理学Ⅰ	60/ 4	30/ 2				
			物理学Ⅱ			30/ 2			
	電磁気学	60	○電磁気学Ⅰ	60/ 4		30/ 2			
			○電磁気学Ⅱ		30/ 2				
	電気回路	60	○電気回路学Ⅰ	60/ 4		30/ 2			
○電気回路学Ⅱ			30/ 2						
電子回路	60	アナログ電子回路学	60/ 4			30/ 2			
電子デバイス工学	30/ 2								
デジタル回路	30	ディジタル電子回路学	30/ 2			30/ 2			
	情報工学	30	○情報リテラシー	90/ 6	30/ 2				
			○プログラミング基礎			30/ 2			
			ハードウェア工学			30/ 2			
	電気計測	60	電気・電子基礎計測	150/ 6		30/ 2			
	○電気・電子工学実験Ⅰ	60/ 2							
	○電気・電子工学実験Ⅱ	60/ 2							
専 門 教 育 科 目	伝送路工学	30	電磁波工学	30/ 2			30/ 2		
	交換工学	30	通信システム概論	30/ 2				30/ 2	
	電気通信システム	30	情報通信工学	30/ 2			30/ 2		

第二種電気工事士について（電気電子工学科）

電気電子工学科では、在学中に所定の単位を修得すれば、卒業後「第二種電気工事士」筆記試験の免除を申請することができます。

「第二種電気工事士」筆記試験免除には、以下の①～⑦の科目区分の中で、それぞれ1科目の修得が必要です。

番号	科目	電気電子工学科 2017年度入学者より適用の学科課程
①	電気理論	★ 電気回路学Ⅰ
		★ 電気回路学Ⅱ
		★ 電気回路学演習Ⅰ
		電気回路学演習Ⅱ
②	電気計測	電気・電子基礎計測
③	電気機器	電磁エネルギー変換工学
		パワーエレクトロニクス
④	電気材料	電気電子材料工学
⑤	送配電	電力系統工学
⑥	製図（配電図を含むものに限る）	電気機械設計製図
⑦	電気法規	電気法規及び施設管理

学科課程表で、★：必修科目、無印：選択科目

甲種危険物取扱者試験の受験資格について（電気電子工学科）

この資格は毎年実施する国家試験に合格すれば取得できる。本学電気電子工学科の在学学生は、在学中に所定の単位を取得することにより受験資格が与えられる。以下には受験資格の認定に必要で本学電気電子工学科における開講科目を掲示するので、必要な科目を漏れのないように履修すること。

2023年度以降の入学生に適用

本学科開講科目	単位数	必要最低取得単位数
科学技術社会を生きる	2	15単位以上
生命の科学	2	
化学	2	
電気電子基礎工学	2	
自然科学実験ファンダメンタルズ	2	
電子物性工学	2	
パワーエレクトロニクス	2	
電力発生工学	2	
固体物性工学	2	
電気電子材料工学	2	
ナノテクノロジー工学	2	
電子デバイス工学	2	
集積デバイス工学	2	
化学材料工学	2	

平成29年度以降の入学生に適用

本学開講科目	単位数	必要最低取得単位数
科学技術社会を生きる	2	15単位以上
生命の科学	2	
基礎化学演習	1	
電力・制御基礎工学	2	
電子・材料基礎工学	2	
自然科学実験ファンダメンタルズ	2	
電子物性工学	2	
パワーエレクトロニクス	2	
電力発生工学	2	
固体物性工学	2	
電気電子材料工学	2	
ナノテクノロジー工学	2	
電子デバイス工学	2	
集積デバイス工学	2	
化学材料工学	2	

平成29年度前の入学生に適用

本学開講科目	単位数	必要最低取得単位数
科学技術社会を生きる	2	15単位以上
生命の科学	2	
基礎化学演習	1	
電力工学基礎	2	
制御工学	2	
自然科学実験ファンダメンタルズ	2	
パワーエレクトロニクス	2	
電力発生工学	2	
電気電子材料工学	2	

一級・二級・木造建築士試験の受験資格について（2023年度入学生より）

この資格は毎年実施する国家試験に合格すれば取得できる。国土交通省の認定校となっている本学環境建設工学科建築コースの在学学生は、在学中に所定の単位を取得することにより受験資格が与えられる。

以下には、受験資格の認定に必要な建築士指定科目の分類と、本学環境建設工学科建築コースにおける開講科目を提示するので、必要な科目を漏れのないように履修すること。

■一級・二級・木造建築士試験受験のための指定科目■

2023年度入学生より適用

指定科目の分類	本学開講科目	単位数	必要最低取得単位数	
			一級建築士	二級・木造建築士
①建築設計製図	建築設計製図Ⅰ	2	7単位以上	3単位以上
	建築設計製図Ⅱ	3		
	建築設計製図Ⅲ	2		
	建築設計製図Ⅳ	3		
②建築計画	建築計画Ⅰ	2	7単位以上	2単位以上
	建築計画Ⅱ	2		
	建築計画Ⅲ	2		
	住居計画	2		
	西洋・近代建築史	2		
	日本建築史	2		
③建築環境工学	建築環境工学	2	2単位以上	
	建築環境計画	2		
④建築設備	建築設備	2	2単位以上	
	建築設備計画	2		
⑤構造力学	力学および演習	3	4単位以上	3単位以上
	構造力学Ⅰおよび演習	3		
	構造力学Ⅱ	2		
	建築構造力学	2		
	地震工学Ⅰ	2		
⑥建築一般構造	建築構法	2	3単位以上	
	鉄筋コンクリート工学	2		
	鋼構造工学	2		
⑦建築材料	建築材料学	2	2単位以上	
	コンクリート工学	2		
⑧建築生産	生産管理	2	2単位以上	1単位以上
	施工法および施工管理	2		
⑨建築法規	建築法規	2	1単位以上	1単位以上
⑩その他	建築デザイン演習	1	適宜	適宜
	技術者倫理	2		
	測量学Ⅰ	2		
	測量学Ⅱ	2		
	測量実習製図	2		
	都市計画	2		
	CAD演習	1		

■一級・二級・木造建築士登録のための必要単位数と実務経験年数■

一級・二級・木造建築士のいずれも、卒業後すぐに資格試験を受験することができるが、それぞれの建築士として登録するためには所定の実務経験が必要となる。

上記科目を履修した総取得単位数に応じて、必要となる実務経験年数が異なる。以下の条件を参照し、取得すべき単位と必要となる実務経験年数を各自確認すること。

〈履修条件〉

i：①～⑨の科目群で指定された必要最低取得単位数を満たすこと。

ii：iの他、①～⑩の科目群で不足する単位数を修得すること。

○一級建築士

上記科目の取得単位数	必要な実務経験年数
60単位	2年
50単位	3年
40単位	4年

○二級・木造建築士

上記科目の取得単位数	必要な実務経験年数
40単位	0年
30単位	1年
20単位	2年

各種資格試験について (2017(平成29)年度入学生より)

※内容の変更等もあるので、詳細については各自確認のこと

資格	種 類	内 容
大学卒業で資格が得られるもの	測量士補	大学で測量に関する科目を履修し、国土地理院に登録申請をして必要要件を満たしていれば測量士補として登録できる。なお、測量士補となる資格を有しているものは、土地家屋調査士試験の一部が免除される。(環境建設工学科)
	第1級陸上特殊無線技士 第3級海上特殊無線技士	総務大臣の確認を受けた大学(電気電子工学科・情報基盤工学科)で無線通信に関する科目を履修し、地方総合通信局に申請する。(詳細については別記参照)
大学卒業後実務経験で受験資格が得られるもの	廃棄物処理施設技術管理者	【基礎・管理課程】 受講月の時点で満20歳以上の者。 【管理課程】 4年制大学の理学・薬学・工学・農学の過程で、「衛生工学または化学工学等の科目」を履修し、卒業した後廃棄物処理実務経験年数2年以上の者等。
	自動車整備士(3級)	機械に関する所定の課程を修め卒業後6ヶ月以上の実務経験(2級は3級整備士に合格後1年6ヶ月以上の実務経験)が必要。
	冷凍空調技士(第一種)	学校教育法による大学(院)、短期大学又は高等専門学校において工学又は理学を修めて卒業し、又はこれと同等以上の学力を有し、冷凍・冷蔵・空気調和その他低温・高温発生機器ならびにこれらに係わる装置等の研究・開発・設計・製造・管理・調査・鑑定・教育などのそれらの関連業務、又は高圧ガス保安法に規定されている冷凍施設に関する経験が通算2年以上ある者。
	電気主任技術者	学校教育法による大学若しくはこれと同等以上の教育施設であって、経済産業大臣の認定を受けた電気工学に関する学科(本学電気電子工学科)を卒業し、一種(5年)・二種(3年)・三種(1年)によりそれぞれ一定期間の実務経験の後、申請により取得となる。(詳細については別記参照)
	土木施工管理技士	①土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学及び建築学に関する指定学科(本学環境建設工学科)を卒業後、土木施工管理に関して一定期間の実務経験が必要。(一級：3年以上で内1年は指導監督的実務経験、二級：1年以上) ②大学において①以外の学科を卒業後、土木施工に関して一定期間の実務経験が必要。(一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督的実務経験、二級：1年6ヶ月以上)
	管工事施工管理技士	①土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する指定学科を卒業後、管工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。(一級：3年以上で内1年は指導監督的実務経験、二級：1年以上) ②大学において①以外の学科を卒業後、管工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。(一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督的実務経験、二級：1年6ヶ月以上)
	造園施工管理技士	①土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む)、園芸学、林学、都市工学、交通工学又は建築学に関する指定学科(本学環境建設工学科)を卒業後、造園工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。(一級：3年以上で内1年は指導監督的実務経験、二級：1年以上) ②大学において①以外の学科を卒業後、造園工事の施工に関して一定期間の実務経験が必要。(一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督的実務経験、二級：1年6ヶ月以上)

資格	種 類	内 容
大学卒業後実務経験で受験資格が得られるもの	建築施工管理技士	①国土交通省から認定された指定学科（本学環境建設工学科）を卒業後、一定期間建築工事（建築基準法に定める建築物等）の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：3年以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、一定期間建築工事（建築基準法に定める建築物等）の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年6ヶ月以上）
	電気工事施工管理技士	①国土交通省から認定された指定学科（本学環境建設工学科）を卒業後、一定期間電気工事の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：3年以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年以上） ②大学において①以外の学科を卒業後、一定期間電気工事の施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験が必要。（一級：4年6ヶ月以上で内1年は指導監督の実務経験、二級：1年6ヶ月以上）
	建築士	国土交通大臣が指定する建築に関する科目（指定科目）を修めて卒業後、受験可能。ただし、登録には、指定科目の修得単位数に応じた所定の実務経験が必要。（一級：2～4年、二級：木造：0～2年）
	技術士・技術士補	技術士補になるためには、技術士第一次試験において基礎科目・適性科目・専門科目の試験を受験し合格しなければならない。この試験は、年齢・性別・学歴に制限はない。（環境建設工学科 環境土木コースはJABEE認定コース継続予定） 技術士試験（第二次試験）は、専門的業務に従事した実務経験が7年以上または、技術士補として技術士を補助した年数が4年以上の者が受験できる。
	コンクリート技士・主任技士	コンクリート技術に関する科目（コンクリート工学、土木材料学、建築材料学）を履修した卒業生で、技士は2年、主任技士は7年の実務経験が必要
	コンクリート診断士	コンクリート技術に関する科目（コンクリート工学、土木材料学、建築材料学など）を履修した卒業生で、4年の実務経験が必要。
大学卒業後受験科目の一部が免除されるもの	電気通信主任技術者	総務大臣の認定を受けた大学（電気電子工学科）で、認定の基準となる科目の単位を修得したと認められる者が、この資格試験を受ける場合、「電気通信システム」の試験が免除される。（詳細については別頁参照）
	第二種電気工事士	大学で電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る）、電気法規の電気工学に関する所定の課程を修めて卒業後、筆記試験が免除される（詳細については別記参照）。
単位履修で受験資格が得られるもの	危険物取扱者甲種	大学等において化学に関する授業科目を15単位以上修得した者は受験資格が得られる。証明書類として単位習得証明書又は成績証明書（修得単位が明記されているもの）を受験申込時に提出する。

第1級陸上特殊無線技士・第3級海上特殊無線技士について（電気電子工学科）

本学電気電子工学科は、総務大臣の確認を受けた大学で、在学中に所定の科目を履修し、卒業後地方総合通信局に申請することにより資格が与えられる。

ここに資格を取得するために履修する科目を記すので、科目登録時該当科目を忘れないよう履修すること。

（2017（平成29）年度入学生より）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信工学	各種通信装置の理論と保守及び運用
	通信システム概論	各種通信装置（レーダー理論を含む）構造、機能、保守及び運用
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電磁波工学	各種アンテナの理論、構造、機能、電波伝搬理論
電子計測その他無線測定に関する科目	電気・電子基礎計測	周波数計や電力計などの各種電気電子計測機器に関する理論、構造、機能、保守及び運用
	電気・電子工学実験Ⅰ	電流計、電圧計、信号発生器などの各種電気電子計測機器に関する理論、構造、機能、保守及び運用
	電気・電子工学実験Ⅱ	トランジスタ回路、整流回路、フィルタ回路などの各種電気電子回路の理論、構造、機能、保守及び運用
電波法規その他電波法令に関する科目	電波法	電波法及び電波法に基づく命令の概要

（2017（平成29）年度入学生より）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信工学	各種通信装置の理論と保守及び運用
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	通信システム概論	各種通信装置（レーダー理論を含む）構造、機能、保守及び運用
	電磁波工学	各種アンテナの理論、構造、機能、電波伝搬理論
電波法規その他電波法令に関する科目	電波法	電波法及び電波法に基づく命令の概要

第1級陸上特殊無線技士・第3級海上特殊無線技士について（情報基盤工学科）

本学情報基盤工学科は総務大臣の科目内容確認を受けた大学で、在学中に所定の科目を履修し、卒業後地方総合通信局に申請することにより資格が与えられる。

ここに資格を取得するために履修する科目を記すので、科目登録時該当科目を忘れないように履修すること。

（2017（平成29）年度入学生より）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	情報通信工学	変復調、多重化、無線通信システム
	通信システム工学	アナログ通信、デジタル通信、多重伝送、移動体通信、無線機器、衛星通信、レーダー
	情報通信工学実験Ⅱ	無線電話装置の機能と構造および操作
電磁波工学その他空中線系および電波伝搬に関する科目	電磁波工学	アンテナ（空中線）の理論と構造・運用例、電波伝搬の理論
電子計測その他無線測定に関する科目	電気電子計測	電気量、電圧、電流、電力、周波数、位相、抵抗・インピーダンスの測定法、周波数スペクトル、ネットワーク計測
	情報通信工学実験Ⅰ	電気計測（電圧・電流計、テスタ、オシロスコープ）機器の構造と機能、測定実験
	情報通信工学実験Ⅱ	無線機器の操作と測定（周波数、高周波電力、定在波比）、標準信号発生器による信号測定
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	電波法規、電気通信法規、通信に関する国際規格
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信システム工学	アナログ通信、デジタル通信、多重伝送、移動体通信、無線機器、衛星通信、レーダー
	情報通信工学実験Ⅱ	無線電話装置の機能と構造および操作
電磁波工学その他空中線系および電波伝搬に関する科目	電磁波工学	アンテナ（空中線）の理論と構造・運用例、電波伝搬の理論
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	電波法規、電気通信法規、通信に関する国際規格

（2017（平成29）年度入学生より）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目		
	授業科目名	主な科目内容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通信システム工学	アナログ通信、デジタル通信、多重伝送、移動体通信、無線機器、衛星通信、レーダー
	情報通信工学実験Ⅱ	無線電話装置の機能と構造および操作
電磁波工学その他空中線系および電波伝搬に関する科目	電磁波工学	アンテナ（空中線）の理論と構造・運用例、電波伝搬の理論
電波法規その他電波法令に関する科目	情報通信法規	電波法規、電気通信法規、通信に関する国際規格

電気主任技術者試験について（電気電子工学科）

毎年実施されている国家試験の電気主任技術者試験に合格すれば電気主任技術者免状を取得できる。また、本学電気工学科・電気情報工学科および電気電子工学科は経済産業省の認定校になっているので、在学中に所定の単位を取得し、卒業後定められた条件での実務経験を積むことで、免許交付申請により電気主任技術者免状（第一種、第二種、第三種）が交付される。

以下に、免許交付申請に必要な区分科目別履修単位と本学の開講科目の一覧表を示すので、科目登録時に該当科目を忘れないように履修すること。

電気主任技術者資格取得に関する区分科目別履修単位及び開講科目

（2017（平成 29）年度入学生より）

区 分		最低修得数		本 学 開 講 科 目
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (◎科目区分については最低1科目修得すること)	◎電磁気学	1科目	19 単位	★電磁気学Ⅰ②、★電磁気学Ⅱ②、 ★電磁気学演習Ⅰ①、電磁気学演習Ⅱ①
	◎電気回路	1科目		★電気回路学Ⅰ②、★電気回路学Ⅱ②、 ★電気回路学演習Ⅰ①、電気回路学演習Ⅱ①
	◎電気計測又は電子計測	1科目		電気・電子基礎計測②
	○電子回路			アナログ電子回路学②、デジタル電子回路学②
	○電子デバイス工学			電子デバイス工学②
	○システム基礎論			
	○電気電子物性			固体物性工学②
	小 計	19単位		
2. 発電、変電、送電、配電、及び電気材料並びに電気法規に関するもの (◎科目区分については最低1科目修得すること)	◎発電工学又は発電用原動機に関するもの	1科目	10 単位	★電力・制御基礎工学②*、電力発生工学②*
	◎変電工学	1科目		電力発生工学②*
	◎送配電工学	1科目		電力系統工学②
	◎電気法規	1科目		電気法規及び施設管理②*
	◎電気施設管理	1科目		電気法規及び施設管理②*
	○高電圧工学			高電圧工学②*
	○エネルギー変換工学			★電力・制御基礎工学②*
	○電力システム工学			システム工学②
	○放電工学			高電圧工学②*
	○電気材料（絶縁材料を含むこと。）			電気電子材料工学②
	○技術者倫理			
	小 計	10単位		

区 分		最低修得数		本 学 開 講 科 目
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	◎電気機器学	1 科目	12 単位	電磁エネルギー変換工学②
	◎パワーエレクトロニクス	1 科目		パワーエレクトロニクス②
	◎自動制御又は制御工学	1 科目		制御工学②
	○電気応用			電力応用工学②
	○メカトロニクス			
	○電気光変換			
	○情報伝送及び処理			★情報・通信基礎工学②、情報通信工学②、電磁波工学②、ネットワークプログラミング②、デジタル信号処理②
	○電子計算機			★プログラミング基礎②、プログラミング応用②
	○省エネルギー			
小 計		12 単位		
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	◎電気基礎実験	1 科目	6 単位	★電気・電子工学実験Ⅰ②、★電気・電子工学実験Ⅱ②
	◎電気応用実験	1 科目		★電気・電子工学実験Ⅲ②、★電気・電子工学実験Ⅳ②
	○電気実習			
	○電子実験			
	○電子実習			
	小 計		6 単位	
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの (2 単位以上を修得のこと)	○電気機器設計	2 単位		電気機械設計製図②*
	○電気製図			電気機械設計製図②*
	○自動設計製図(CAD)			
	○電子回路設計			
	○電子製図			
	小 計		2 単位	
合 計		49 単位		

◎：免許取得に必修科目、○：履修することが望ましい科目、＊：該当科目で2つ以上の授業科目の内容を含むもの
 本学の学科課程表で、★：必修科目、無印：選択科目、○内は単位数

電気通信主任技術者について（電気電子工学科）

電気電子工学科では、総務大臣の認定を受けた大学で、在学中に下記の表に記載されている科目を履修し、単位を修得したと認められる者に対して、この資格試験を受ける場合は「電気通信システム」の試験が免除される。

2017（平成 29）年度以降の入学生に適用

認定基準に規定する 授業科目及び授業時間			履修する授業科目及び授業時間数（○印は必修科目）						備考
授業科目		時間	授業科目	時間 / 単位	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
基礎専門教育科目	数学	60	○線形代数学 微分方程式	60/ 4	30/ 2	30/ 2			
	物理学	60	○物理学Ⅰ 物理学Ⅱ	60/ 4	30/ 2	30/ 2			
	電磁気学	60	○電磁気学Ⅰ ○電磁気学Ⅱ	60/ 4		30/ 2 30/ 2			
	電気回路	60	○電気回路学Ⅰ ○電気回路学Ⅱ	60/ 4		30/ 2 30/ 2			
	電子回路	60	アナログ電子回路学 電子デバイス工学	60/ 4			30/ 2 30/ 2		
	デジタル回路	30	ディジタル電子回路学	30/ 2			30/ 2		
	情報工学	30	○情報リテラシー ○プログラミング基礎 ハードウェア工学	90/ 6	30/ 2 30/ 2	30/ 2			
専門教育科目	電気計測	60	電気・電子基礎計測 ○電気・電子工学実験Ⅰ ○電気・電子工学実験Ⅱ	150/ 6		30/ 2 60/ 2 60/ 2			
	伝送路工学	30	電磁波工学	30/ 2			30/ 2		
	交換工学	30	通信システム概論	30/ 2				30/ 2	
	電気通信システム	30	情報通信工学	30/ 2			30/ 2		

第二種電気工事士について（電気電子工学科）

電気電子工学科では、在学中に所定の単位を修得すれば、卒業後「第二種電気工事士」筆記試験の免除を申請することができます。

「第二種電気工事士」筆記試験免除には、以下の①～⑦の科目区分の中で、それぞれ1科目の修得が必要です。

番号	科目	電気電子工学科 2017年度入学者より適用の学科課程
①	電気理論	★ 電気回路学Ⅰ
		★ 電気回路学Ⅱ
		★ 電気回路学演習Ⅰ
		電気回路学演習Ⅱ
②	電気計測	電気・電子基礎計測
③	電気機器	電磁エネルギー変換工学
		パワーエレクトロニクス
④	電気材料	電気電子材料工学
⑤	送配電	電力系統工学
⑥	製図（配電図を含むものに限る）	電気機械設計製図
⑦	電気法規	電気法規及び施設管理

学科課程表で、★：必修科目、無印：選択科目

甲種危険物取扱者試験の受験資格について（電気電子工学科）

この資格は毎年実施する国家試験に合格すれば取得できる。本学電気電子工学科の在学学生は、在学中に所定の単位を取得することにより受験資格が与えられる。以下には受験資格の認定に必要で本学電気電子工学科における開講科目を掲示するので、必要な科目を漏れのないように履修すること。

平成29年度以降の入学生に適用

本学開講科目	単位数	必要最低取得単位数
科学技術社会を生きる	2	15単位以上
生命の科学	2	
基礎化学演習	1	
電力・制御基礎工学	2	
電子・材料基礎工学	2	
自然科学実験ファンダメンタルズ	2	
電子物性工学	2	
パワーエレクトロニクス	2	
電力発生工学	2	
固体物性工学	2	
電気電子材料工学	2	
ナノテクノロジー工学	2	
電子デバイス工学	2	
集積デバイス工学	2	
化学材料工学	2	

平成29年度前の入学生に適用

本学開講科目	単位数	必要最低取得単位数
科学技術社会を生きる	2	15単位以上
生命の科学	2	
基礎化学演習	1	
電力工学基礎	2	
制御工学	2	
自然科学実験ファンダメンタルズ	2	
パワーエレクトロニクス	2	
電力発生工学	2	
電気電子材料工学	2	

一級・二級・木造建築士試験の受験資格について（2017（平成29）年度入学生より）

この資格は毎年実施する国家試験に合格すれば取得できる。国土交通省の認定校となっている本学環境建設工学科建築コースの在学学生は、在学中に所定の単位を取得することにより受験資格が与えられる。

以下には、受験資格の認定に必要な建築士指定科目の分類と、本学環境建設工学科建築コースにおける開講科目を提示するので、必要な科目を漏れのないように履修すること。

■一級・二級・木造建築士試験受験のための指定科目■

2017（平成29）年度入学生より適用

指定科目の分類	本学開講科目	単位数	必要最低取得単位数	
			一級建築士	二級・木造建築士
①建築設計製図	建築設計製図Ⅰ	2	7単位以上	3単位以上
	建築設計製図Ⅱ	3		
	建築設計製図Ⅲ	2		
	建築設計製図Ⅳ	3		
②建築計画	建築計画Ⅰ	2	7単位以上	2単位以上
	建築計画Ⅱ	2		
	建築計画Ⅲ	2		
	住居計画	2		
	西洋・近代建築史	2		
	日本建築史	2		
③建築環境工学	建築環境工学	2	2単位以上	
	建築環境計画	2		
④建築設備	建築設備	2	2単位以上	
	建築設備計画	2		
⑤構造力学	力学および演習	3	4単位以上	3単位以上
	構造力学Ⅰおよび演習	3		
	構造力学Ⅱ	2		
	建築構造力学	2		
	地震工学Ⅰ	2		
⑥建築一般構造	建築構法	2	3単位以上	
	鉄筋コンクリート工学	2		
	鋼構造工学	2		
⑦建築材料	建築材料学	2	2単位以上	
	コンクリート工学	2		
⑧建築生産	生産管理	2	2単位以上	1単位以上
	施工法および施工管理	2		
⑨建築法規	建築法規	2	1単位以上	1単位以上
⑩その他	芸術論	2	適宜	適宜
	技術者倫理	2		
	測量学Ⅰ	2		
	測量学Ⅱ	2		
	測量実習製図	2		
	都市計画	2		
	交通工学	2		
	CAD演習	1		

■一級・二級・木造建築士登録のための必要単位数と実務経験年数■

一級・二級・木造建築士のいずれも、卒業後すぐに資格試験を受験することができるが、それぞれの建築士として登録するためには所定の実務経験が必要となる。

上記科目を履修した総取得単位数に応じて、必要となる実務経験年数が異なる。以下の条件を参照し、取得すべき単位と必要となる実務経験年数を各自確認すること。

〈履修条件〉

- i：①～⑨の科目群で指定された必要最低取得単位数を満たすこと。
- ii：iの他、①～⑩の科目群で不足する単位数を修得すること。

○一級建築士

上記科目の取得単位数	必要な実務経験年数
60単位	2年
50単位	3年
40単位	4年

○二級・木造建築士

上記科目の取得単位数	必要な実務経験年数
40単位	0年
30単位	1年
20単位	2年